

令和8年度 神戸市道路公社における広報展開業務 委託仕様書

1. 業務名称

令和8年度 神戸市道路公社における広報展開業務

2. 業務目的

神戸市道路公社（以下「道路公社」という。）は、安全、安心、快適な道路サービスの提供に向けて、様々な取り組みを進めている。そして、その財源は利用者の通行料金で賄っていることから、利用者に道路公社の取り組み内容を理解していただくことが重要である。

そこで、令和7年度は、効果的な広報を実施するにあたり「イメージ広告の訴求」と「分かりやすい情報」の両輪が必要であるという考えのもと、ブランディング構築としてイメージ広告（タグライン、ステートメント、キービジュアル）を策定し、動画等の広報資材の制作を行った（「4. 令和7年度業務成果」参照）。

本業務は、既存および新規の広報資材を多角的に活用し、より効果的に広報展開することで、令和7年度に策定したイメージ広告を広く浸透・定着させるとともに、有料道路利用者や市民とのさらなる接点の創出を図るものである。これにより、道路公社の取り組みや有料道路事業への利用者理解を醸成させることを目的とする。

3. 業務内容

（1）広報計画の策定

本業務の目的を達成するための広報計画（広報対象、広報手段、スケジュール等）の策定を行う。その際、一過的な広報ではなく、次年度以降（3年程度の継続を想定）の広報展開も見据え継続的に実施できる計画とすること。

広報の実施にあたっては、既存の広報資材（「4. 令和7年度業務成果」参照）の活用を必須とするが、単にこれを展開するだけでなく、広報の発展性やリアルタイム性・新規性を含めた提案とすること。

（2）広報の実施

上記（1）を踏まえた広報を実施する。その際、広報の実施に伴う関係者協議・調整や維持管理等はすべて受託者が行い、費用はすべて委託料に含まれるものとする。なお、道路公社から提供可能な広報媒体は、神戸市道路公社ホームページおよび三宮プラッツサイネージ（神戸市建設局所管／横長16：9）である。

また、令和7年度より制作しているリーフレット（「4. 令和7年度業務成果」参照）を新たに3パターン制作すること。なお、リーフレットに掲載する内容は、特設サイト（「4. 令和7年度業務成果」参照）の広報記事（道路公社が作成）を活用するものとす

る。

(3) 広報の効果検証

上記(2)で実施した広報の結果報告および効果検証を行う。効果検証にあたっては、業務目的(利用者理解を醸成させること)に応じた指標等(目標数値を含む)を設定する。さらに、効果検証を踏まえた改善提案を行うこと。

(4) 業務打合せ

打合せについては3回を想定している。なお、必要に応じて適宜実施することとする。

4. 令和7年度業務成果

「令和7年度 神戸市道路公社における広報企画・実施業務」にて策定したイメージ広告および主な広報資材は以下のとおりである。なお、参加申込書を提出した事業者にのみ広報資材データを提供する。

(1) イメージ広告(タグライン、ステートメント、キービジュアル)

※複数パターンを制作している。



海と山に囲まれ、たくさんの人が暮らす神戸の街。

3つの有料道路は、街の発展と、人々の暮らしをより便利にするために生まれました。

快適に都心と郊外を結ぶ交通網として、通勤や通学、お出かけといった日々の生活から、

物流や地域経済まで、神戸の暮らしを支えています。

これからも街と人に寄り添い、互いに発展していく存在であるために。

私たちは今日の安全と安心をつなぎ、明日へつづく街の未来を支えていきます。

六甲有料道路 | 六甲北有料道路 | 山麓バイパス



(2) 特設サイト(道路公社ホームページ内)

<https://kobe-toll-road.or.jp/road-future/>

(3) PR動画(神戸市道路公社 YouTube チャンネル)

15 秒：<https://www.youtube.com/watch?v=DRNN884D7Ho>

30 秒：<https://www.youtube.com/watch?v=LDZhtzjSouo>

130 秒：<https://www.youtube.com/watch?v=Fe4-ZDdi0zM>

(4) 展示用 A1 パネル



(5) A4 リーフレット

(6) ラジオ CM (20 秒)

5. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

6. 成果物

(1) 当該業務による制作物等（データおよび DVD 納品、現物等）

- ・ 電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。
- ・ 動画の背景データ（字幕のない映像のみのデータ）は、別途、二次利用が可能なように提出すること。
- ・ 成果物の制作状況や途中経過を随時道路公社に報告すること。

(2) 当該業務の実施状況報告書

BGM・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント等、納品物に含まれる購入物がある場合は、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法について明らかにすること。購入履歴やライセンスシート等を納品すること。

(3) 納品場所

神戸市道路公社経営企画部企画課

7. 留意事項

(1) 著作権の帰属

当該業務により作成された成果物等の著作権は、道路公社に帰属するものとする。

(2) 秘密の順守

受託者は、当該業務により知り得た情報等を当該業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。当該業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、道路公社と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は道路公社に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) 費用負担

当該業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、道路公社は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして道路公社が不相当と認めるもの